

病院事業訓令第 7 号

寒河江市立病院企業職員給与規程及び寒河江市立病院企業職員の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

寒河江市病院事業管理者 久保田 洋 子

寒河江市立病院企業職員給与規程及び寒河江市立病院企業職員の
任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する訓令

(寒河江市立病院企業職員給与規程の一部改正)

第 1 条 寒河江市立病院企業職員給与規程（平成 2 8 年病院事業訓令第 1 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 号中「3 0, 0 0 0 円」を「3 1, 5 0 0 円」に改め、同条第
2 号中「6, 1 0 0 円」を「6, 4 0 0 円」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「、6 月に支給する場合には
1 0 0 分の 1 2 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改め、
同条第 2 項中「とする」を「と、「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは
「1 0 0 分の 7 2. 5」とする」に改める。

第 3 0 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」を「、6 月に支給する場合に
は 1 0 0 分の 1 0 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7. 5」に改

め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5 0」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 2. 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

医療職給料表（一）

職員等の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員等		円	円	円	円
	1	305, 600	415, 600	470, 300	566, 200
	2	307, 900	418, 300	472, 300	572, 300
	3	310, 200	420, 900	474, 200	577, 400
	4	312, 400	423, 300	476, 100	582, 100
	5	314, 500	425, 600	477, 500	586, 400
	6	318, 000	427, 800	479, 200	590, 700
	7	321, 500	429, 800	481, 000	594, 100
	8	324, 900	431, 900	482, 800	597, 000
	9	328, 300	434, 000	484, 600	599, 500

	10	331, 800	435, 500	486, 300	601, 800
	11	335, 200	437, 000	488, 100	
	12	338, 600	438, 500	489, 900	
	13	342, 000	439, 900	491, 700	
	14	345, 500	441, 300	493, 400	
	15	348, 900	442, 800	495, 200	
	16	352, 300	444, 200	497, 000	
	17	355, 700	445, 500	498, 800	
	18	358, 800	447, 000	500, 700	
	19	362, 000	448, 400	502, 600	
	20	365, 200	449, 800	504, 500	
	21	368, 500	451, 100	506, 400	
	22	371, 600	452, 600	508, 100	
	23	374, 700	454, 000	509, 900	

	24	377, 700	455, 400	511, 700	
	25	380, 800	456, 800	513, 300	
	26	383, 100	458, 200	515, 100	
	27	385, 400	459, 500	516, 900	
	28	387, 600	460, 900	518, 400	
	29	389, 500	462, 300	519, 800	
	30	391, 200	463, 600	521, 500	
	31	392, 900	465, 000	523, 300	
	32	394, 700	466, 400	525, 000	
	33	396, 400	467, 700	526, 500	
	34	398, 200	469, 100	527, 800	
	35	399, 800	470, 400	529, 100	
	36	401, 100	471, 800	530, 400	

	37	402, 500	473, 200	531, 400	
	38	403, 900	474, 900	532, 700	
	39	405, 300	476, 500	534, 000	
	40	406, 700	478, 000	535, 300	
	41	408, 200	479, 600	536, 300	
	42	408, 900	480, 800	537, 100	
	43	409, 500	481, 900	537, 900	
	44	410, 100	483, 000	538, 700	
	45	410, 900	484, 000	539, 600	
	46	411, 500	484, 900	540, 400	
	47	412, 100	485, 800	541, 200	
	48	412, 600	486, 600	541, 900	
	49	413, 100	487, 300	542, 700	
	50	413, 500	488, 000	543, 500	

	51	414, 000	488, 700	544, 200	
	52	414, 400	489, 300	545, 100	
	53	414, 800	489, 900	546, 000	
	54	415, 100	490, 600	546, 800	
	55	415, 400	491, 200	547, 700	
	56	415, 800	491, 800	548, 600	
	57	416, 100	492, 100	549, 400	
	58	416, 500	492, 700	550, 200	
	59	416, 800	493, 300	551, 000	
	60	417, 200	494, 000	551, 700	
	61	417, 600	494, 400	552, 500	
	62	417, 900	495, 000	553, 400	
	63	418, 200	495, 700	554, 300	
	64	418, 500	496, 400	555, 200	

		65	418, 800	496, 800	556, 000	
		66		497, 400	556, 900	
		67		498, 000	557, 800	
		68		498, 500	558, 700	
		69		499, 000	559, 500	
		70		499, 500	560, 400	
		71		500, 000	561, 300	
		72		500, 500	562, 200	
		73		500, 900	563, 000	
		74		501, 400		
		75		501, 800		
		76		502, 200		
		77		502, 700		

	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 寒河江市立病院企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の

72.5」を「100分の71.25」に改める。

第30条第1項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(寒河江市立病院企業職員の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第3条 寒河江市立病院企業職員の任期付職員の採用等に関する規程（令和7年病院事業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	412,000
2	463,000
3	517,000
4	584,000
5	666,000
6	778,000
7	908,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の寒河江市立病院企業職員給与規程及び第3条の

規定による改正後の寒河江市立病院企業職員の任期付職員の採用等に関する規程（以下「改正後の給与規程等」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寒河江市立病院企業職員給与規程及び第3条の規定による改正前の寒河江市立病院企業職員の任期付職員の採用等に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程等の規定による給与の内払とみなす。